

特別養護老人ホーム 万寿の家

指定短期入所生活介護 重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「事業者」という。）が開設する指定短期入所生活介護万寿の家短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法令等に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
所在地	〒651-2181 兵庫県神戸市西区曙町1070
代表者	理事長 藪本 訓弘
設立年月日	昭和 39年 7月 1日
電話番号	078-929-5655

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	万寿の家短期入所生活介護事業所
指定番号	神戸市指定第2875003952
所在地	〒651-1133 兵庫県神戸市北区鳴子3-1-18
管理者	友納 和也
開設年月日	令和 2年 10月 1日
電話番号	078-595-7010
FAX番号	078-595-7720
メールアドレス	info_manjyu@hwc.or.jp
サービス提供地域	神戸市北区
送迎範囲	神戸市北区

(2) 設備の概要

居室	100室 1人部屋（100室） 10ユニット（1ユニット10人）
共同生活室	10室 食事や機能訓練等で使用できる十分な広さを設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます
浴室	9室 8室 介護浴室 1室 臥床式機械浴室
洗面設備	各居室に備え付け 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます
便所	30室 必要に応じて各階各ユニットに設けます

医務室	3室 利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます
面談室	1室 相談等を行えます
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

(3) 事業所の従業者体制

	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	31名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
その他の従業者		必要数

(4) 営業日と定員

営業日	年中無休 24時間営業
受付時間	月～金 8:45～17:30 (祝日及び国民の休日、12/29～1/3を除く)
定員	併設施設の空床利用

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

② 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います

イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います

ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます

- エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います
- オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます
- カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません

③ 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

- ア 朝食 8:00 ~ 10:00
- イ 昼食 12:00 ~ 14:00
- ウ 夕食 18:00 ~ 20:00

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 特別な居室

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な居室を提供します。

③ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑤ 利用者の移送

利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。

【対象地域】 神戸市外等

⑥ 介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合には、「5 利用料等」に定められた費用額<10割>が必要となります。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本部分

※表は1単位10.66円の場合

ユニット型 (併設型)	併設型 ユニット型短期入所 生活介護費	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	単位数/日 (1単位10 円)	費用額/日 <10割>	利用者負担額/日			連続61日以上 利用の場合 単位数/日
					1割	2割	3割	
		要介護1	704単位	7,504円	751円	1,501円	2,252円	670単位
		要介護2	772単位	8,229円	823円	1,646円	2,469円	740単位
		要介護3	847単位	9,029円	903円	1,806円	2,709円	815単位
		要介護4	918単位	9,785円	979円	1,957円	2,936円	886単位
		要介護5	987単位	10,521円	1,053円	2,105円	3,157円	955単位

(2) 加算・減算

※要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

※表は1単位10.66円の場合

【加算・減算名】	単位数	費用額 <10割>	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
① 勤務条件基準を満たさない場合の減算			所定単位の3%減			
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算			所定単位の30%減			
③ ユニットケアにおける体制の未整備減算			所定単位の3%減			
④ 身体拘束廃止未実施減算			所定単位の1%減			
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位の1%減			
⑥ 業務継続計画未策定減算			所定単位の1%減			
⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱いの減算			所定単位の8%減			
⑧ 生活相談員配置等加算	13単位/日	138円	14円	28円	42円	
⑨ 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	(I)	100単位/月	1,066円	107円	214円	320円
	(II)	200単位/月	2,132円	214円	427円	640円
	(II)※	100単位/月	1,066円	107円	214円	320円
⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (機能訓練体制加算)	12単位/日	127円	13円	26円	39円	
⑪ 個別機能訓練加算	56単位/日	596円	60円	120円	179円	
⑫ 看護体制加算	(I)	4単位/日	42円	5円	9円	13円

	(II)	8 単位/日	85 円	9 円	17 円	26 円
	(III)イ	12 単位/日	127 円	13 円	26 円	39 円
	(III)ロ	6 単位/日	63 円	7 円	13 円	19 円
	(IV)イ	23 単位/日	245 円	25 円	49 円	74 円
	(IV)ロ	13 単位/日	138 円	14 円	28 円	42 円
⑬ 医療連携強化加算		58 単位/日	618 円	62 円	124 円	186 円
⑭ 看取り連携体制加算		64 単位/日	682 円	69 円	137 円	205 円
⑮ 夜勤職員配置加算	(I)	13 単位/日	138 円	14 円	28 円	42 円
	(II)	18 単位/日	191 円	20 円	39 円	58 円
	(III)	15 単位/日	159 円	16 円	32 円	48 円
	(IV)	20 単位/日	213 円	22 円	43 円	64 円
⑯ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/日	2,132 円	214 円	427 円	640 円
⑰ 若年性認知症利用者受入加算		120 単位/日	1,279 円	128 円	256 円	384 円
⑱ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184 単位/片道につき	1,961 円	197 円	393 円	589 円
⑲ 緊急短期入所受入加算		90 単位/日	959 円	96 円	192 円	288 円
⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）		-30 単位/日	-319 円	-32 円	-64 円	-96 円
㉑ 口腔連携強化加算		50 単位/回	533 円	54 円	107 円	160 円
㉒ 療養食加算		8 単位/回	85 円	9 円	17 円	26 円
㉓ 在宅中重度者受入加算	(1)	421 単位/日	4,487 円	449 円	898 円	1347 円
	(2)	417 単位/日	4,445 円	445 円	889 円	1334 円
	(3)	413 単位/日	4,402 円	441 円	881 円	1321 円
	(4)	425 単位/日	4,530 円	453 円	906 円	1359 円
㉔ 認知症専門ケア加算	(I)	3 単位/日	31 円	4 円	7 円	10 円
	(II)	4 単位/日	42 円	5 円	9 円	13 円
㉕ 生産性向上推進体制加算	(I)	100 単位/月	1,066 円	107 円	214 円	320 円
	(II)	10 単位/月	106 円	11 円	22 円	32 円
㉖ サービス提供体制強化加算	(I)	22 単位/日	234 円	24 円	47 円	71 円
	(II)	18 単位/日	191 円	20 円	39 円	58 円
	(III)	6 単位/日	63 円	7 円	13 円	19 円
㉗ 介護職員等処遇改善加算	(I)				1 月につき所定単位数の 14.0%増	
	(II)				1 月につき所定単位数の 13.6%増	
	(III)				1 月につき所定単位数の 11.3%増	
	(IV)				1 月につき所定単位数の 9.0%増	
	(V)	(1)				1 月につき所定単位数の 12.4%増

	(2)	1月につき所定単位数の11.7%増
	(3)	1月につき所定単位数の12.0%増
	(4)	1月につき所定単位数の11.3%増
	(5)	1月につき所定単位数の10.1%増
	(6)	1月につき所定単位数の9.7%増
	(7)	1月につき所定単位数の9.0%増
	(8)	1月につき所定単位数の9.7%増
	(9)	1月につき所定単位数の8.6%増
	(10)	1月につき所定単位数の7.4%増
	(11)	1月につき所定単位数の7.4%増
	(12)	1月につき所定単位数の7.0%増
	(13)	1月につき所定単位数の6.3%増
	(14)	1月につき所定単位数の4.7%増

① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算

人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ ユニットケアにおける体制の未整備減算

日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合

④ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置*が講じられていない場合

*身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

※令和7年4月1日より適用

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱い（併設型短期入所生活介護事業所限定）

共生型居宅サービス事業を行う指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護を行う場合に一定割合を減算

⑧ 生活相談員配置等加算

共生型短期入所生活介護の指定を受ける事業所が生活相談員を配置し、地域に貢献する活動を行っている場合

⑨ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）

常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

⑪ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑫ 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑬ 医療連携強化加算

看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合

⑭ 看取り連携体制加算

看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合

- ⑮ 夜勤職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ⑯ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合
- ⑰ 若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑱ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）
利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合
- ⑲ 緊急短期入所受入加算
居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合
- ⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）
連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
- ㉑ 口腔連携強化加算
事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合
- ㉒ 療養食加算
療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合
- ㉓ 在宅中重度者受入加算
利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合
- ㉔ 認知症専門ケア加算
認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している場合
- ㉕ 生産性向上推進体制加算
介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

②⑥ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

②⑦ 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,550円（朝 446円、昼 572円、夕 532円）

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日の額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

② 滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日当たり 2,066円

③ 利用者又は代理人が選定する特別な居室の提供に要する費用の額

④ 利用者又は代理人が選定する特別な食事の提供に要する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担するものとします。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

⑤ 送迎に要する費用

【送迎範囲内】 神戸市北区内（その他地域は相談に応じます）

事業所と自宅間の送迎については、ア又はイの費用をお支払いいただきます。

ア 送迎範囲内の送迎については、片道当たり197円（利用者負担1割の場合）

イ 送迎範囲外の送迎については、アの料金に加え、送迎範囲を1km 超えるごとに片道当たり20円（高速道路料金実費）

⑥ 理美容代

実費（理美容事業者へ直接お支払いください。）

⑦ その他

ア その他

・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用
実費（材料代等の実費をご負担いただきます。）

・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額

イ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

・利用前日までに利用中止のご連絡を頂いた場合

無料

・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む）予定していた食費

<居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします（朝食：425円 昼食：530円 夕食：490円）。

（日額）

対象者		区分 利用者負担	ユニット型 個室	食費
生活保護受給の方		段階1	880円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方			
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階2	880円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が80 万円超120万円以下	段階3-①	1,370円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階3-②	1,370円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税 課税		段階4	2,066円	1,550円

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日以降に請求いたしますので、請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ① 当事業所に直接持参
- ② 指定口座への現金振込み（支払いに関する手数料は、利用者又は代理人負担）

7 サービスの中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、6利用料等の（3）⑦ウに記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 サービス利用をやめる場合

当事業所のご利用については、終了する期日を特に定めていません。従って、次のような事由がない限り、サービスを利用することができます。しかし、次のような事項に該当するに至った場合は、サービス利用を終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者又は代理人からサービス利用の解約申し出があった場合
- ⑦ 事業所から利用解除を申し出た場合

(1) 利用者又は代理人からの解約

- ① 介護保険給付又は対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更及び利用者が入院した場合、または利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ③ 事業所若しくは従業者が正当な理由なくサービスを実施しない場合
- ④ 事業所若しくは従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所若しくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの解約

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により事業所又は従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が、他の利用者等やサービス提供者の身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

9 代理人等について

- (1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
 - ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
 - ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
- ① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第4条に定める同意又は要請、同第8条3項、第10条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。
 - ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。
利用者と共に連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。
利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- (5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。
- ① 連帯保証人の負担は、極度額 150万円（当月全日要介護5におけるサービス利用料金の介護保険の3割負担に応じた額に居住費、食費を加えた額の6か月分相当）を限度とします。
 - ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
 - ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- (1) 利用者又は代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- (2) 利用者又は代理人は、利用者が居室及び事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- (3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者又は代理人と事業所との協議により、居室又は共用設備の利用方法等を決定するものとします。

(4) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③ ご利用にあたり、次のものは原則として持ち込む事が出来ません。
例) 動物、爆発物等の危険なもの、利用居室内に格納できない大型家具等
- ④ 面会時間は原則として 9:00 ~ 17:00とし、来訪者は、必ず従業者に声をかけてください。
なお、来訪される場合、伝染病等の予防のため、生もの等の持ち込みはご遠慮ください。
- ⑤ 外出される場合は、事前に必ず従業者に声をかけてください。
- ⑥ 食事が不要な場合は、前日までに申し出てください。なお、当日において利用者等の都合で食事をしない場合は、予定していた食費をいただきます。

(5) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、利益を損なう行為を行うこと
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑤ その他決められた以外の物の持ち込み、事業者が定めた禁止活動を行うこと

11 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

12 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

13 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

16 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

17 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談 苦情受付担当者：支援課長 定松 美里

生活相談員 生田 修一

苦情解決責任者：所長 友納 和也

ご利用時間 8時45分～17時30分

ご利用方法 電話 078-595-7010 メール info_manjyu@hwc.or.jp

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

兵庫県福祉サービス運営定期成果委員会（兵庫県社会福祉協議会内）

兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1

電話番号：078-242-6868 F A X 番号：078-271-1709

受付時間：10時00分～16時00分（土日、祝日を除く）

兵庫県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）

兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

電話番号：078-332-5617 F A X 番号：078-271-1709

受付時間：8時45分～17時15分（土日、祝日を除く）

神戸市福祉局監査指導部（甲壊死苦情相談窓口）

兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館20階

電話番号：078-332-6242 F A X 番号：078-322-5771

受付時間：8時45分～12時00分 13時00分～17時30分（土日、祝日を除く）

神戸市総合コールセンター（介護保険全般に関するお問い合わせ）

電話番号：078-333-3330

受付時間：8時00分～21時00分（年中無休）

※第三者委員

<兵庫県社会福祉事業団監事> 氏名 田村 賢一

電話番号：078-929-5655（内線32） F A X 番号：078-929-56882（24時間受付）

受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く）

<法務省保護司> 氏名 宗野 義潔

電話番号：090-5887-6126

受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く）

<江戸町法律事務所弁護士> 氏名 吉田 邦子

電話番号：078-331-8856 F A X 番号：078-331-0545（24時間受付）

受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く）

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談に乗っていただける委員です。

18 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称 すずらん病院

住所 兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町2-21-5

名称 松田病院

住所 兵庫県神戸市北区松が枝町3-1-74

【協力歯科医療機関】

名称 なかたに歯科

住所 兵庫県神戸市兵庫区駅前通1丁目2-1 アルバビル3,4階

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

19 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- ⑤ 利用者又は代理人の不注意等、事業者には過失責任のない事由に専ら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 兵庫県神戸市北区鳴子3丁目1-18
事業所名 万寿の家短期入所生活介護事業所
管理者 所長 友納 和也
説明者 (役職) 生活相談員 (氏名) 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者(契約者)>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名 (続柄:)

電話番号

<連帯保証人兼身元保証人>

住所

氏名

電話番号

